

# 令和4年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する主な取組について

資料3

障害への理解と障害者差別解消法の普及啓発を推進するため、令和4年度は、昨年度までの取組を継続するとともに、令和3年度練馬区障害者差別解消支援地域協議会等での意見を踏まえた新たな取組も実施する。

新規・充実する取組は、太字で記載

対象	No	時期（予定）	取組項目	内容
区民向け取組		令和4年12月 (障害者週間に 合わせた取組)	区役所アトリウムでのパネル展	障害理解や障害者差別解消法に関するパネル展を開催する。
			図書館における障害理解に関する本の展示	図書館で障害理解等をテーマとした本を紹介する。
			<b>障害者差別解消法に関する講演会</b>	<b>障害当事者等を講師に招き、障害者差別解消法や障害理解に関する講演会を開催する。</b>
			<b>障害理解に関する記事の区報への掲載</b>	<b>障害の特性や対応方法の記事を区報に掲載する。</b>
			障害理解に関する動画の放映	練馬区情報番組「ねりまほっとライン」において、障害理解に関する動画を放映する。
	令和4年10月	<b>練馬まつりにおける障害理解の普及啓発</b>	令和4年10月に開催する練馬まつりにおいて、障害理解の普及啓発に関するブースを出展し、アイメイト（盲導犬）体験や練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例のリーフレット等を配布する。	
事業者向け取組		随時	合理的配慮の提供等の区内事業者への周知	令和3年度障害者差別解消支援地域協議会において、委員から生活に身近なコンビニ等に対して障害者差別解消法の内容を周知すべきとの意見があった。都や国と協力しながら、区内のコンビニ等への周知に取り組む。
区民および事業者向け取組		令和4年7月～ 令和5年3月	<b>障害者とのコミュニケーションガイドブックの作成および区民および事業者向け研修の実施</b>	区民・事業者向けに様々な生活場面ごとに具体例を示した障害者とのコミュニケーションガイドブックを作成する。 また、ガイドブックを活用し、区民および事業者向け研修を実施する。
教育機関向け取組		通年	障害理解に係る障害者団体の訪問授業	区内障害者団体が幼稚園および小中学校へ講師として訪問し、講義・体験・交流などの授業を行う。
		令和4年12月	<b>小中学校図書館における障害理解に関する本の展示</b>	区立図書館での取組を広げるため、令和4年度は、小中学校の図書館においても障害理解に関する本の企画・展示を行う。
		随時	合理的配慮の提供等の保育園・幼稚園職員への周知	保育園や幼稚園の職員に対して、障害者差別解消法の内容を周知する。また、この取組を契機とし、幼児への障害理解学習に繋げていく。
区職員等向け取組		随時 (各1回)	職員向け研修	新任職員、全職員、新任管理職員、それぞれを対象とした障害者差別解消法に係る研修を実施する。
		通年	図書館職員向け講座	障害者地域生活支援センターは、希望があった図書館の職員向けに、図書館に来館する障害のある方への対応方法など、障害理解促進講座を実施する。